

大学共同利用機関法人自然科学研究機構寄附金取扱規程

平成16年4月1日

自機規程第45号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における寄附金の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において機関の長とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設（以下「機関」という。）の長（岡崎共通研究施設にあつては、当該研究施設に対して密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。以下同じ。）をいう。

(寄附金の受入目的)

第3条 機構は、寄附金のうち機構に係るもので次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるべきものは、当該金額を受入れるものとする。

- 一 研究及び教育等、学術研究に資する経費
- 二 機構の運営に資する経費

(受入決定の委任)

第4条 機構長は、機関の長に寄附金の受入れ決定に関する権限を委任するものとする。

(寄附金の受入制限)

第5条 寄附金を受入れようとする場合において、次の各号のいずれかに掲げる条件が附されているものは、受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこと。
- 四 寄附申込後、寄附者が寄附金額の全部又は一部を取り消すことができること。
- 五 その他機関の長が特に研究教育上支障があると認める条件

2 地方公共団体からの寄附金については、地方財政再建促進特別措置法（昭和30

年法律第195号)第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得たものでなければ、これを受入れることができない。

- 3 研究教育職員及び年俸制職員(特任専門員を除く。)以外の者に対する寄附金は、その者が行う本来の業務に支障を来たさないと機関の長が認める場合に限り、これを受入れることができる。

(寄附金の申込み)

第6条 機関の長は、寄附金の申込みをしようとするものがあつたときは、寄附申込書を提出させるものとする。

(寄附金の受入決定)

第7条 機関の長は、寄附金を受入れようとするときは、寄附金受入決定書に寄附申込書その他関係書類を添付させ、当該寄附金の受入れについて適当であると認めたときは、受入れを決定するものとする。

- 2 機関の長は、前項の受入れを決定しようとするときは、当該機関の議を経て行うものとする。

(寄附金の使途特定)

第8条 機関の長は、寄附者が当該寄附金の使途を特定しない場合は、前条の受入れを決定しようとする時に当該寄附金の使途を特定するものとする。

(寄附金の振込依頼)

第9条 機関の長は、第6条第1項の受入れを決定したときは、寄附者に対し、振込依頼書を送付するものとする。

(寄附金の使途変更)

第10条 機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の使途を変更することができる。

- 一 寄附目的が達せられ、寄附金の残額が1万円以下となった場合
- 二 寄附者の同意を得て、当該使途を変更しようとする場合

(寄附金の移動)

第11条 機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金を移動することができる。

- 一 研究教育職員及び年俸制職員(特任専門員を除く。)が国立大学法人、他の大学共同利用機関法人又は国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)へ異動したことに伴い、当該国立大学法人等に寄附金を移動しようとする場合
- 二 研究教育職員及び年俸制職員(特任専門員を除く。)が国立大学法人等から機構に異動したことに伴い、機構に寄附金の移動を受けようとする場合

三 前2号以外の機関に移動し、又は移動を受けようとする場合

2 機関の長は、研究教育職員及び年俸制職員（特任専門員を除く。）が国立大学法人等以外の機関へ転出したことに伴い、寄附者の委任に基づき当該機関に寄附金を移動しようとする場合、寄附金移動承認申請書により機構長の承認を得るものとする。

（別途経理の禁止）

第12条 機構における研究又は教育の経費に充てる目的をもって外部から受け入れる寄附金については、すべてこれを私的に経理してはならない。

（寄附金以外の経理等）

第13条 研究教育職員及び年俸制職員（特任専門員を除く。）が報奨金等として受領したものについては、当該職員の申出により、寄附金として受入れることができるものとする。この場合において、第6条から前条までの規定を準用する。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。